

早期経営改善計画策定支援事業に係る補助申込書

令和 年 月 日

長崎県信用保証協会 御中

(申込企業) 住 所 :  
企 業 名 : 印  
代表者名 :  
電話番号 :

(金融機関) 住 所 :  
機 関 名 : 印  
代表者名 :  
電話番号 :

「金融機関による早期経営改善計画策定支援事業」を利用するに当たり、裏面記載事項に同意したうえで、下記のとおり、早期経営改善計画策定支援費用に係る補助を申し込みます。

記

1. 補助金交付申込予定額 金 \_\_\_\_\_ 円 (上限 3.75 万円)

(早期経営改善計画策定支援費用見積額 金 \_\_\_\_\_ 円 × 1/6)

2. 申込理由 (該当する番号に○をご記入下さい。)

- (1) 「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」サポート会議での決定による。  
(2) 経営改善・事業再生に取り組むため。  
(3) その他 ( )

3. 添付書類

早期経営改善計画策定支援事業利用申請に当たり、中小企業活性化協議会へ提出した書類の写し

- (1) 早期経営改善計画策定支援事業利用申請書 (写)  
(2) 申請者の概要 (写)  
(3) 業務別見積明細書 (写)  
(4) 金融機関ごとの見積書及び単価表 (写)

【同意する事項】

1. 保証協会は、本事業を早期経営改善計画策定支援事業に係る補助事業実施要領に基づいて実施し、ご提供いただいた個人情報、本事業の目的のみに利用します。
2. 補助金交付額は、早期経営改善計画策定費用の6分の1（ただし、上限3.75万円）までとなります。また、伴走支援費用については、補助の対象となりません。
3. 中小企業活性化協議会からの費用負担が受けられない場合は、補助の対象となりません。また、費用負担が受けられた場合でも、補助の対象とならない場合があります。
4. 申込企業及び金融機関は、補助金交付額等、保証協会の決定に対して異議を述べないものとします。
5. 申込企業は、策定した計画を誠実に実行するものとします。
6. 保証協会は、必要に応じて、申込企業及び金融機関に対して、計画策定の進捗状況や経営改善の方向性を確認するものとします。
7. 保証協会は、策定された計画に基づく事業活動の結果について、その責を負いません。
8. 保証協会は、策定された計画の融資の実現について、業務を負担しません。
9. 費用補助の申請期限は中小企業活性化協議会の計画策定費用補助全額の支払いがあった日から1年後の応当日までとします。